

診療報酬 BASIC 点数表 2016

(2016年3月20日第1版第1刷)

追補・正誤表

2016年5月6日 医学通信社

1. 厚生労働省の訂正事務連絡 (2016年3月31日付事務連絡) (主なもの)

ページ・行	誤	正
■A218 地域加算「人事院規則で定める地域に準じる地域」5級地		
p. 49 左段 13 行目の次	右欄を追加する	広島県 安芸郡府中町
■A246 退院支援加算		
p. 67 左段 29, 30 行目	A303-2 に掲げる新生児治療回復室入院医療管理料を～	A303 の 2 に掲げる新生児集中治療室管理料を～
■C002 在宅時医学総合管理料, C002-2 施設入居時等医学総合管理料		
p. 152 左段 30 行目	及び J119-4 肛門処置は所定点数～	, J119-4 肛門処置及び J120 鼻腔栄養は所定点数～
■D215 超音波検査		
p. 212 右段下から 30～19 行目	(10) 非侵襲的～者をいう。 (11) 非侵襲的～算定できない。	削除
■D223 経皮的動脈血酸素飽和度測定		
p. 215 左段 12 行目	経皮的動脈血酸素飽和度測定～	終夜経皮的動脈血酸素飽和度測定 (一連につき) の～
■I002 通院・在宅精神療法／I002-2 精神科継続外来支援・指導料		
p. 296 右段 29 行目 p. 298 左段下から 14 行目	別表第 10 の 3 に掲げる～	別表第 10 の 2 の 4 に掲げる～
■I002-2 精神科継続外来支援・指導料		
p. 298 左段 16 行目	アの(イ)から(ニ)のいずれかに該当する場合は算定することができる。	アの(イ)から(ハ)のいずれかに該当する場合、及び3種類の抗うつ薬又は3種類の抗精神病薬を投与する場合で(ニ)に該当する場合は算定することができる。
■K726 人工肛門造設術		
p. 385 左段下から 10 行目	K740-2 腹腔鏡下直腸切除・切断術の「3」を～	K740 直腸切除・切断術の「4」を～
■基本診療料の施設基準等／入院基本料等加算「35の6」退院支援加算の施設基準 (通知)		
p. 505 左段 9 行目	別添 7 の様式 12	「特掲診療料の施設基準等及びその届出に関する手続きの取扱いについて」の別添 2 の様式 12
■基本診療料の施設基準等／入院基本料等加算「35の9」精神科急性期医師配置加算の施設基準 (通知)		
p. 506 右段 11 行目	精神疾患診療体制加算に係る届出は別添 7 (略) の様式 40 の 13～	精神科急性期医師配置加算に係る届出は別添 7 (略) の様式 40 の 13 及び様式 53～
■基本診療料の施設基準等「別添 6-別紙 21」		
p. 523	全文	全文を別添 (別 PDF) のとおり改める
■基本診療料の施設基準等／特定入院料「20」地域移行機能強化病棟入院料の施設基準 (通知)		
p. 537 左段下から 9 行目	～様式 57 の 4 を用いる。また、当該届出は～	～様式 57 の 4 を用いる。作業療法士及び精神保健福祉士を看護配置に含める場合には、様式 9 の勤務実績表において、当該作業療法士及び当該精神保健福祉士を看護護

		師として記入する。また、当該届出は～
■基本診療料の施設基準等【通知】「第4」経過措置等「表1」		
p. 546 右段 34 行目の次	右欄を追加する	療養病棟入院基本料（注 11 に規定する届出に限る）
p. 546 右段下から 8 行目の次	右欄を追加する	精神科急性期医師配置加算〔精神病棟入院基本料（10 対 1 入院基本料又は 13 対 1 入院基本料に限る）又は特定機能病院入院基本料（精神病棟に限る。7 対 1 入院基本料、10 対 1 入院基本料又は 13 対 1 入院基本料に限る）を算定する病棟において届け出る場合に限る〕
■基本診療料の施設基準等【通知】「第4」経過措置等「表2」		
p. 547 左段 11 行目	療養病棟入院基本料（注 11 に規定する届出に限る）（平成 28 年～）	療養病棟入院基本料 2（平成 28 年～）
■基本診療料の施設基準等【通知】「別添2」の「第5」の「3」		
p. 547 右段 35, 37 行目	様式 12 の 3	様式 12
■特掲診療料の施設基準等【通知】「第3 医学管理等」「2」		
p. 554 左段 20 行目	別添 7	別添 2
■特掲診療料の施設基準等【通知】「第3 医学管理等」「9の4の2」		
p. 561 右段下から 3 行目	外来化学療法加算 2 の届出を～	外来化学療法加算 1 若しくは 2 の届出を～
p. 561 右段下から 1 行目	外来化学療法加算 2 の届出を～	外来化学療法加算 1 若しくは 2 の届出を～
■特掲診療料の施設基準等【通知】「第3 医学管理等」「10の1の3」		
p. 563 左段下から 2 行目～右段 4 行目まで	「基本診療料の施設基準等及びその届出に関する手続きの取扱いについて」の別添 7	別添 2
■特掲診療料の施設基準等【通知】「第4 在宅医療」「1の6」		
p. 567 左段 32 行目の次	右欄を追加する	ケ 区分番号 J120 に掲げる鼻腔栄養
■特掲診療料の施設基準等【通知】「第5 検査」「14」		
p. 576 左段 16, 17 行目	センチネルリンパ節生検（片側）の施設基準に係る届出は、別添 2（略）の様式 31 の 3 を用いる。	(1) センチネルリンパ節生検（片側）の施設基準に係る届出は、別添 2（略）の様式 31 の 3 及び様式 52 を用いる。
p. 576 左段 17 行目の次	右欄を追加する	(2) 乳腺外科又は外科及び放射線科を担当する医師の氏名、勤務の態様（常勤・非常勤、専従・非専従、専任・非専任の別）及び勤務時間を、別添 2 の様式 4 を用いて提出する。
■特掲診療料の施設基準等「第9 リハビリテーション」「1」(2)		
p. 580 左段 26～29 行目	ホ 脳血管疾患等リハビリテーション料～報告していること。	削除
■特掲診療料の施設基準等「第10 精神科専門療法」「1」		
p. 589 右段 32, 33 行目	1 通院・在宅精神療法の児童・思春期精神科入院医療管理料の施設基準	1 通院・在宅精神療法の児童思春期精神科専門管理加算の施設基準
■特掲診療料の施設基準等【通知】「第10 精神科専門療法」「1」		
p. 589 右段下から 2 行目	別添 2（略）の様式 44 の 5	別添 2（略）の様式 4 及び様式 44 の 5
■特掲診療料の施設基準等「別表第9の8」		
p. 621 左段 18, 19 行目	その他別表第 9 の 4 から別表第 9 の 7 までに規定する患者であって、～	その他別表第 9 の 4 から別表第 9 の 7 までに規定する患者又は廃用症候群リハビリテーション料に規定する患者であって、～
■特掲診療料の施設基準等「別表第10の2の3」		
p. 621 右段下から 10 行目	別表第 9 の 5 又は別表第 10 の 2 に掲げる患者であって、～	別表第 9 の 5 若しくは別表第 10 の 2 に掲げる患者又は廃用症候群リハビリテーション料に規定する患者であ

		って、～
■特掲診療料の施設基準等【通知】「第2 届出に関する手続き」「4」(2)		
p. 623 左段下から 7, 6 行目	～施設共同利用率及び輸血管理料に係る新鮮凍結血漿・赤血球濃厚液割合等	～施設共同利用率, 輸血管理料に係る新鮮凍結血漿・赤血球濃厚液割合等及び保険医療機関間の連携による病理診断に係る病理標本割合
■特掲診療料の施設基準等【通知】「第2 届出に関する手続き」「4」(9)		
p. 625 右段下から 12 行目 p. 625 右段下から 3 行目	～数以上であれば, 施設基準に～	～数以下であれば, 施設基準に～
■特掲診療料の施設基準等【通知】「第4 経過措置等」「表1」		
p. 629 右段 23 行目の次	右欄を追加する	シヤトルウォーキングテスト (時間内歩行試験に係る届出を行っていない場合に限る)

2. 厚生労働省の追加通知 (平 28. 3. 31 保医発 0331・1)

ページ・行	旧	新
■C200 薬剤		
p. 179 右段 3, 4 行目	～及び脂肪乳剤	～, 脂肪乳剤及びセクキヌマブ製剤

3. 厚生労働省の追加告示 (2016 年 3 月 31 日付告示 127)

ページ・行	旧	新
■特掲診療料の施設基準等「別表第9」		
p. 620 左段 3 行目の次	右欄を追加する	セクキヌマブ製剤

4. 正誤

ページ・行	誤	正
■A218 地域加算		
p. 47 右段下から 25～6 行目	「→地域加算の取扱い」～(平 27 保医発 0327・11)	削除
■A226-2 緩和ケア診療加算		
p. 52 左段下から 22 行目 (「編注」)	～一般病棟 7 対 1・10 対 1 入院基本料の算定病院～	～一般病棟 7 対 1 入院基本料の算定病院～
■B001-2-11 小児かかりつけ診療料		
p. 120 右段下から 24, 23 行目 [「編注」(3)]	(3) 初診料・再診料・外来診療料の時間外・休日・深夜加算と小児科特例加算は包括され, 別に算定不可。	(3) 初診料・再診料・外来診療料の時間外・休日・深夜加算と小児科特例加算や往診料などを除き, 診療に係る費用は包括。

—以上につき訂正・追加いたします。